

上越市ガス水道局 告示第6号

下記のとおり上越市下水道排水設備指定工事店の指定を取り消したので、上越市下水道排水設備指定工事店規程(令和7年管理規程第6号)第14条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月19日

上越市ガス水道事業管理者 高橋 一之

記

1 上越市下水道排水設備指定工事店の指定を取り消す工事店

指定番号 第105号
泰生ホームサービス
上越市東城町3丁目6番10号

2 指定を取り消した日

令和8年2月12日